



PROFILE

学校法人向上学園 向上高等学校
生徒会顧問 竹下 克成



東日本大震災や新潟県中越沖地震等の被災地で、生徒・卒業生・教員がボランティア活動を実施。毎月15日を「克己日」として行う募金活動では、今年度の青少年フィランソロピスト賞・奨励賞を受賞した。

〈連絡先〉伊勢原市見附島411番地

☎0463-96-0411 FAX 0463-96-5555

URL <http://www.kojo.ac.jp/>

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

震災と高校生のボランティア活動

私は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震と、被災地で生徒と共にボランティア活動をしてきました。生徒たちが被災地を訪れ、現地での活動から、自分の生活を改めて見直すこと、将来を考えることのきっかけになると思います。

東日本大震災の津波による被害は初めての経験で、4月上旬に本校の卒業生と宮城県塩竈市と石巻市を訪れたときは、街の様子を言葉に表すことができませんでした。

同行した卒業生とは何度か被災地を訪れています。在学中からボランティア活動に参加し、大学進学後もボランティア活動を行っていたこともあり、被災地で活動するため連絡をとりました。

今回も在校生にボランティアの呼びかけをして、8月に岩手県遠野市を拠点にボランティア活動をするようになりました。岩手県宮古市田老の堤防を見学したとき、この大きな堤防を津波が乗り越えてきたこと、津波の脅威に生徒も声を発せずいました。はじめは、震災の被害をニュースや新聞で見て興味本位の生徒もいましたが、現場のがれきりや被災地の街の様子から、地震の恐ろしさ、津波の恐ろしさを体験したことと思います。

8月の暑い時期には、水分と昼食を持参して岩手県陸前高田市でがれきの撤去作業とひまわりの植え替えを行いました。がれき撤去の作業は初めてでしたが、文句一つ言わずに、黙々と作業に打ち込んでいました。「ここに家があったんだよね」と、がれきの中から出てくる品物や子どものおもちゃに、かつて自分たちと同じ生活をしていたことを感じていました。

また岩手県宮古市の仮設住宅では、換気扇の清掃を行いながら被災者の生活にわずかながら触れる機会がありました。その中で、現地の方と手紙のやりとりを行う生徒もいました。お年寄りにとっては、携帯電話より、手紙のやり取りが心の支えとなることも多いのです。

ボランティア活動が終わり、学校では「こゆるぎ」という学校新聞や文化祭、全校生徒に今回のプレゼンテーションを行い、改めて被災地の状況や震災についての新聞やニュースに関心を持つようになっていきます。春休みには再び岩手県を訪れる予定ですが、前回以上の活動希望者が出てきています。仮設住宅を訪問したり、現地の高校生と交流することで、われわれにできることは何なのかを考えたいと思います。

しせつの損害補償

プラン① 施設業務のための補償②

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>



個人情報漏えい対応補償

この補償制度では、施設利用者の個人情報を漏えいし、施設(法人)が法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)の損害賠償金等を補償します。またこの補償は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人のみを対象としています。

補償内容

- 第三者への損害賠償
- 弁護士費用等の訴訟費用
- ブランド価値のき損を防止・縮減するための費用

◆補償金額

	Aタイプ
第三者への損害賠償に関する補償*	期間中てん補限度額 3,000万円
ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償*	期間中 100万円
免責金額(自己負担額)	0円

◆年額保険料(掛金)

保険期間1年

法人で運営している施設定員数	Aタイプ
~50名	27,000円
51名~100名	34,000円
101名~150名	41,000円
151名~200名	48,000円
以降1名~50名増ごとに	4,000円

※介護老人保健施設、有料老人ホーム、病院および適合高齢者専用賃貸住宅は補償対象となりませんので定員数には入りません。
※訪問介護など施設業務(サービス)以外の事業の利用人数や施設の職員数は合算する必要はありません。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(個人情報取扱事業者賠償責任保険)です。(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

*第三者への損害賠償に関する補償およびブランド価値のき損を防止・縮減するための補償は、縮小てん補割合90%でお支払いします。 <SJ10-11485,2011/2/9>